平成 25 年 12 月 26 日

株式会社ＥＬＩＣＣ　ＪＡＰＡＮに対する勧告について

消費者庁は、12 月 26 日、株式会社ＥＬＩＣＣ　ＪＡＰＡＮ（以下「エリックジャパン」といいます。）に対し、消費者安全法第 40 条第４項の規定に基づき、勧告を行いました。

エリックジャパンが消費者との間で締結したインターネットを用いたオンラインゲーム事業（プロジェクトゼウス）におけるイントロデューサー契約に係る取引は、消費者安全法第２条第８項に規定する多数消費者財産被害事態を発生させており、同事態による被害の拡大の防止を図る必要があると認められました。

１　エリックジャパンの概要

所 在 地　東京都千代田区外神田３－２－12 Ｂｏｘ’Ｒ・Ａｋｉｂａ３Ｆ
代 表 者　代表取締役　佐伯　和信
設　　立　平成 24 年６月 15 日
資 本 金　300 万円

２　本件行為の概要

(1) 事実

ア　エリックジャパンは、平成 24 年６月ころから、消費者に対する勧誘行為を行い、消費者との間でイントロデューサー契約を締結していたところ、プロジェクトゼウスに関する説明は業績予測であるにもかかわらず、下記の（ア）及び（イ）の行為を行うことによりイントロデューサー契約に関する事項について断定的判断を提供していた。

（ア）プロジェクトゼウスは必ず成功するかのように消費者に告げること。

（イ）イントロデューサーになるためには登録料を支払う必要があるところ、プロジェクトゼウスが開始されれば、事業収益の一部を配当として受け取ることができることから、その登録料を上回る配当を受け取れる、必ず利益を得ることができるかのように消費者に告げること。

イ　エリックジャパンは、前記アのとおり消費者に対して示す取引の対象となるものの内容及び取引条件が実際のものと著しく異なる取引を行っていたことにより、多数の消費者の財産に被害を生じさせるおそれのある事態を発生させていた。

ウ　エリックジャパンは、前記アの行為に係る取引を取りやめたとは認められない。

(2) 勧告の内容

ア　エリックジャパンは、イントロデューサー契約の締結を勧誘するに際して、今後、次に掲げる行為に係る取引を行わないこと。

（ア）プロジェクトゼウスの業績に係る予測であるにもかかわらず、プロジェクトゼウスが必ず成功するかのように消費者に告げること。

（イ）イントロデューサー契約を締結する際には登録料を支払う必要があるところ、プロジェクトゼウスが開始されれば、事業収益の一部を配当として受け取ることができることから、その登録料を上回る配当を受け取れる、必ず利益を得ることができるかのように消費者に告げること。

イ　エリックジャパンは、前記アに基づいて採った措置について、速やかに消費者庁長官に報告すること。

本件に関する問合せ先
消費者庁　消費者政策課　財産被害対策室
TEL：03(3507)9187　FAX：03(3507)9287

○　消費者安全法（抜粋）

（平成二十一年法律第五十号）

（定義）

第二条

１～４　（省略）

５　この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一及び二　（省略）

三　前２号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

６～７　（省略）

８　この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第５項第３号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一　消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの

二　前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

（事業者に対する勧告及び命令）

第四十条

１～３　（省略）

４　内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

５～８　（省略）

（権限の委任）

第四十六条　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による権限その他この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

２　（省略）

○　消費者安全法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百二十号）

（消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為）

第三条　法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　（省略）

二　消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。

イ　（省略）

ロ　当該契約の目的となる商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であって将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

ハ及び二　（省略）

三～七　（省略）